

現行の運営費交付金収益化基準の取扱い 及び運営費交付金収益化基準の改訂案の 概要（総論）

2014年9月30日（火）
共同ワーキングチーム第2回会合
資料

1. 現行の運営費交付金収益化基準の取扱い

・現行の運営費交付金収益化基準（業務達成基準、期間進行基準、費用進行基準）の取扱い

➤ 収益化基準の枠組み（業務達成基準、期間進行基準、費用進行基準）はそのまま維持する。

（理由）

第1回共同WTにおける検討を踏まえ、以下の理由により、運用の見直しで対応することとした。

- （1）独立行政法人制度の本来の趣旨は変わっていないこと
- （2）大幅な基準の見直し（収益化基準の複雑化）は、業務達成基準の受け皿を広げてしまう懸念があること
- （3）業務達成基準の運用・解釈に関する考え方を示すことにより、法人に業務達成基準を採用し易くすることができること

2. 業務達成基準の採用を原則とする会計基準

業務達成基準の原則化

- 独立行政法人に対して、業務達成基準の採用が原則であることを明確にし、組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させるため、会計基準上で、業務達成基準の採用が「原則」であることを明示する。

業務達成基準のメリット

業務達成基準の採用によって、以下のメリットが生じる。

【費用進行基準と比べて】

【費用進行基準の課題】

- ・業務ごとの見積費用、実績費用の管理が行われていなかったため、業務ごとに着目した管理が適切に行われていない。
- ・費用と同額の収益が計上されるため、法人にとって利益捻出（費用節減）のインセンティブが働かない。

- ✓ 業務ごとの費用（見積り、実績）の管理が行われることから、
 - ・PDCAの強化
 - ・次期予算への反映
 - ・経営努力認定の立証
 - ・事業等のまとめりごとのインプット情報の精度向上 が可能となる。
- ✓ 利益捻出（費用節減）のインセンティブが働く

【期間進行基準と比べて】

【期間進行基準の課題】

- ・期間の経過（年度末の到来）によって収益化が行われるため、実際の業務が未完了（未達）であっても全額が収益化される。
- ・これにより、翌期に繰り越される業務（未完了分）の見合いの運営費交付金債務まで収益化してしまっているため、当該業務の実施財源が不足する。

- ✓ 業務未完了分の見合いの財源が運営費交付金債務として適切に繰り越される。

3. 業務達成基準の採用状況、不採用理由

・業務達成基準の採用状況、不採用理由

表1. 運営費交付金収益化基準採用状況調査結果(独立行政法人会計基準研究会資料から抜粋)

収益化基準採用分類	採用法人数	全体の割合
費用進行基準のみ採用	59	60.20%
業務達成基準と他の収益化基準を採用	12	12.20%
うち期間進行基準と費用進行基準両方を採用	(5)	(5.10%)
うち期間進行基準を採用	(7)	(7.10%)
うち費用進行基準を採用	(0)	(0.00%)
業務達成基準のみ採用	8	8.20%
費用進行基準と期間進行基準を採用	5	5.10%
運営費交付金措置対象外	14	14.30%
全 体	98	100.00%

表2. 費用進行基準を採用している69法人が挙げている業務達成基準不採用の主な理由

不採用理由・業務達成基準採用の支障	該当法人数	割合
客観的な指標の設定が困難	42	60.87%
業務と運営費交付金の対応関係が不明確	38	55.07%
外的要因等で期中に事業が変動する (事業運営の柔軟性が損なわれる、を含む)	17	24.64%
費用の発生状況が業務の進捗状況と比例しない	12	17.39%

注) 1. 69法人の中には、費用進行基準を管理費等の一部経費のみに適用している法人も含まれている。

2. 複数の不採用理由を挙げた法人もあるため、合計数は69を上回る。

4. 運営費交付金収益化基準の改訂案(概要)

ポイント

- 現行の収益化基準の枠組みは維持。
- 各収益化基準の対象と収益化方法の明確化を行う。
 - ・業務達成基準について、業務(※)と運営費交付金の対応関係の明確化の義務付けと、「業務」ごとの収益化
 - ・期間進行基準について、管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化の義務付け
 - ・費用進行基準について、業務と運営費交付金の対応関係が不明確なものに限定。

※: 運営費交付金配分額と費用の管理を行う最小の「業務」単位のこと。たとえば、金融業務を行う法人においては、審査、回収といった事務あるいは融資の種別ごとの事務、助成金交付法人においては助成金種別ごとの事務、研究開発法人においては個々の研究プログラムなどが、収益化基準の単位としての「業務」になる。また、個別の法人の設置法に規定されている法律上の業務とは異なる概念であることに留意する。また、法人における「事業等のまとまり(セグメント)」は、個々の「業務」を集積したものである。詳細は資料4P.2

現行の収益化基準

業務達成基準

年度計画等において、業務等と運営費交付金の対応関係が明らかな場合、達成度に応じて収益化(未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。)

対応関係の明確化の義務付け

業務単位での収益化

期間進行基準

業務の実施と運営費交付金が期間的に対応している場合、期間の経過をもって収益化。

費用進行基準

業務と運営費交付金の対応関係が示されない場合、業務のための支出額を限度に収益化。

対象等の明確化

原則適用

【対象】

業務に係る費用

【収益化方法】

各業務の達成度(進捗状況)に応じて業務ごとに行う。達成度(進捗状況)を測定する客観的指標が設定できない場合、各業務の投入費用を達成度とみなして収益化。

例外

安易に採用するため収益化の対象を限定

【対象】

管理部門の活動に係る費用のみ(管理部門(総務、経理等)の活動は、交付金と期間的に対応すると考えられるため。)

【収益化方法】

期間の経過(年度末の到来)をもって、交付金配分額を収益化。

【対象】

交付金との対応関係が明確にされない業務に係る費用(中期計画で想定されない事故対応業務などの限定的なもの)。

【収益化方法】

業務のための支出額を限度に収益化。 5

5.運営費交付金収益化基準の改訂案(概要)の補足

・業務の実施と交付金財源とが期間的に対応している業務の収益化基準について

- 「業務」の実施と交付金財源とが期間的に対応している業務(学校運営業務や施設管理業務など)についても、業務に関連する費用は業務達成基準で収益化を行う。
 - 期間の経過をもって(年度末の到来)業務が完結(完了)するため、年度末の到来によって当該業務の交付金配分額を収益化する。
 - 仮に、年度末において「未了」となる業務がある場合には、業務の達成度(進捗状況)を測る指標として「期間」を用いて収益化額を計算することになる。すなわち、当該業務が複数年にわたって行われる場合、交付金配分額を年数で按分した金額が毎年収益化されることになる。

・費用進行基準の位置づけについて

- 会計基準改訂案は、法人に対して、業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係を必ず明らかにすることを求める。また、中期目標等で予見することができなかったことをもって、安易に業務及び管理部門の活動と運営費交付金との対応関係が不明確とは整理できないこととする。このため、基本的には費用進行基準を採用する余地はない。
- しかしながら、法人の責めに帰さない事由により、中期目標等で予見することができなかった業務を年度途中に実施しなければならないことも想定される。そのような場合は費用進行基準を採用する余地は残ると考える。例えば、期中において中期目標等で想定しがたい自然災害や事故に対応する業務など、各業務の期間、予算等が当面見積もることができない場合などが想定される。